

令和元年台風第19号に係る災害廃棄物の処理方針について

令和元年11月7日策定

令和元年12月6日改定

1 被災の状況及びこれを踏まえた県の推計

(1) 被災の状況

・住家被害の状況

浸水等による建物の損壊が多い地域では、不要となった家具や家電等とともに、建物解体による災害廃棄物の発生が見込まれる。

(令和元年12月6日時点)

(棟)

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計
被害棟数	288	2,836	2,465	1,996	12,668	20,253

※非住家（公共：17，その他：71）の被害も住家として計上

- ・台風の通過が稲刈りの時期と重なったことから、ほ場の稲わらが流出したり、保管中の収穫後の米が浸水したため、大量の稲わらや米が災害廃棄物として発生している。

(2) 県の災害廃棄物の推計量

- ・被災した建物棟数に、災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省）に記載されている「災害廃棄物の発生原単位」を乗じて試算した結果、本県の災害廃棄物の発生量は約21万トンと推計される。
- ・なお、この推計量には流木、稲わら等は含まれていない。これらを含めた災害廃棄物の発生見込量は約35万トンと推計されるが、さらに被害実態を反映すべく精査中である。

2 基本的な考え方

(1) 処理主体と役割分担

市町村は災害廃棄物の処理を担い、県は、広域処理が必要な場合の自治体間の調整のほか、技術的指導や助言等を行う。

市町村の役割	県の役割
災害廃棄物の具体的な処理 ○被害の把握 ○市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ○災害廃棄物の処理 (市町村間協議、委託契約ほか) ○仮置場の設置及び運営 ○住民への広報、啓発 ○国庫補助金の申請 など	市町村支援・関係機関との連絡調整 ○市町村に対する技術的指導及び助言 ○関係機関との協力及び支援の調整 ○災害廃棄物処理の進捗状況の把握 ○区域内及び県内で処理が困難な場合における県外広域処理の検討や調整 など

(2) 処理方法

円滑かつ迅速に処理することを原則としつつ、平常時と同様に再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順位で処理を行い、環境負荷の大きい焼却処分及び最終処分量を可能な限り少なくする。

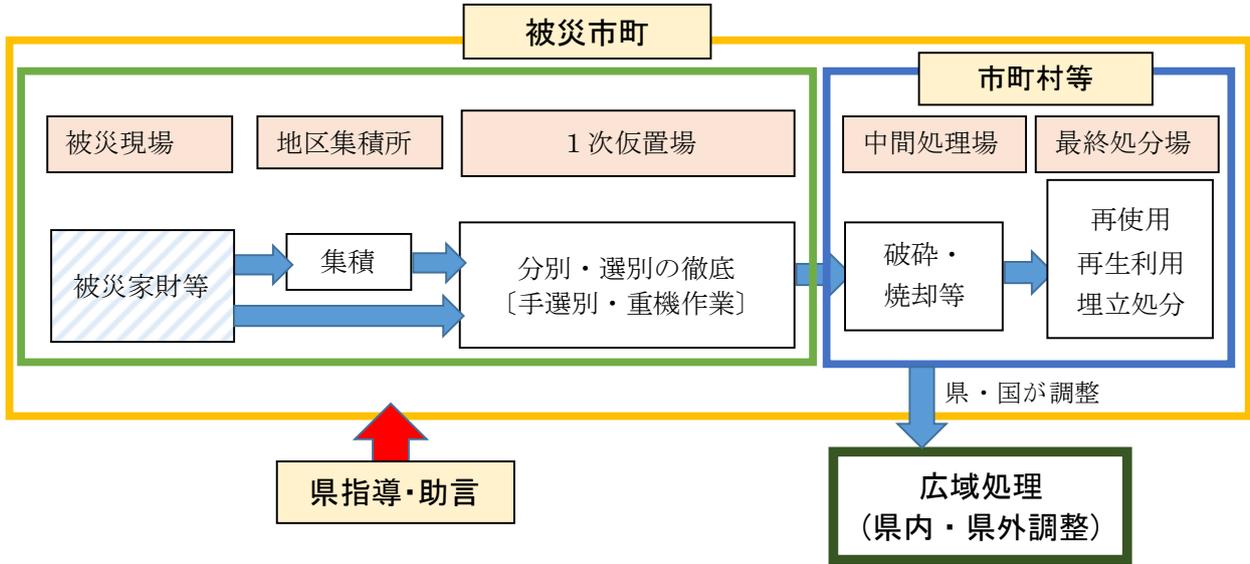
また、区域内及び県内処理を優先し、処理が困難な場合は、県外広域処理も検討する。

(3) 処理期間

被災地復旧と環境への配慮について整合性を図りながら、令和2年度末までに処理が完了することを目標にする。なお、処理期間については、稲わらの発生量、広域処理の状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

3 災害廃棄物処理工程のイメージ

(1) 被災家財等の災害廃棄物（通常処理フローを想定）



(2) 台風の被害を受けた稲わら・農作物

